

いすみ市住宅用設備等 脱炭素化促進事業補助金

令和7年度申請の手引き

申請の際、本人確認できる書類（運転免許証、個人番号カードなど）の写しの提出が必要になります。

問い合わせ・申し込み先

いすみ市 環境保全課 環境政策班

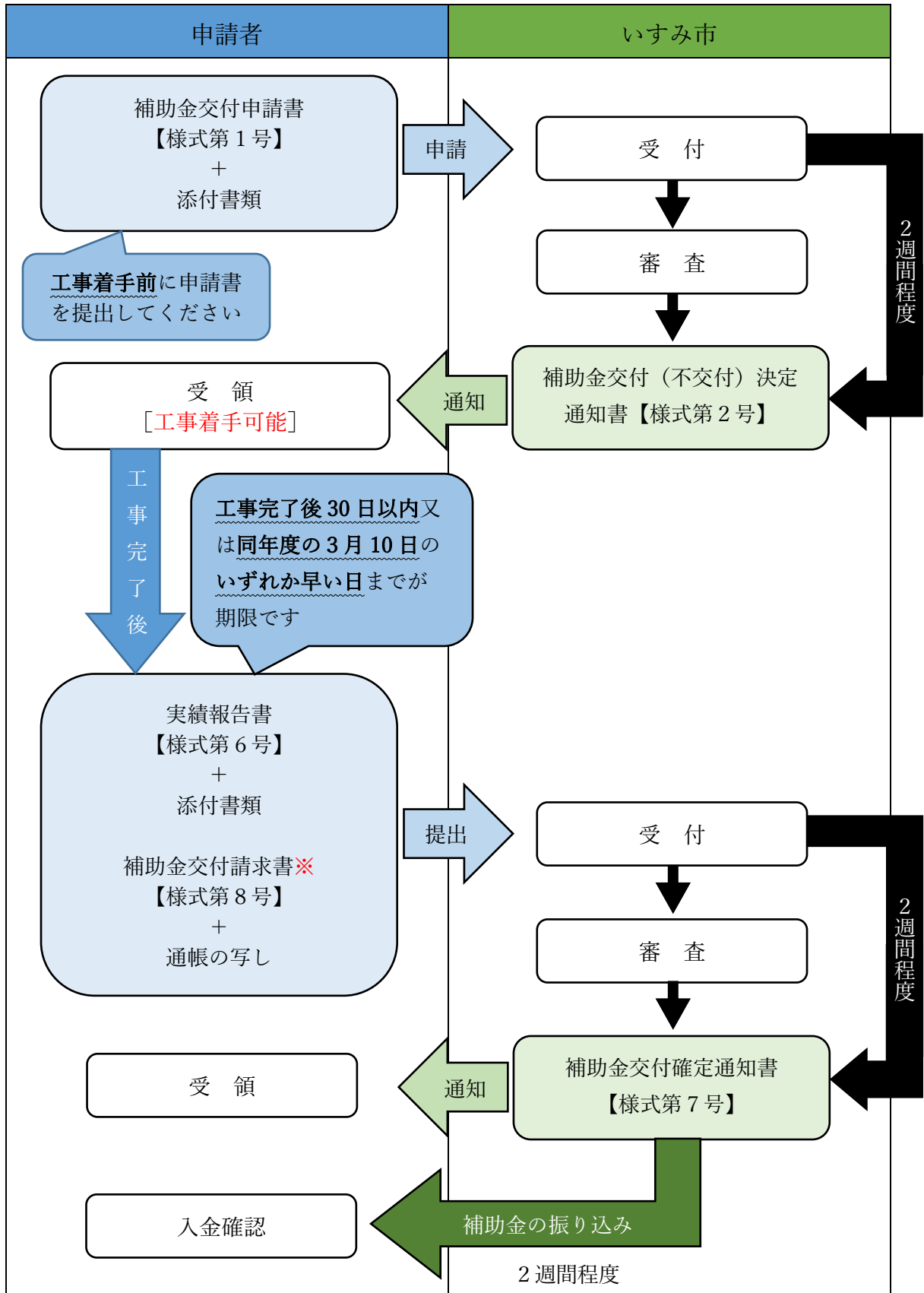
〒298-8501 いすみ市大原7400番地1

TEL：0470-62-1385（直通）

FAX：0470-63-1252

E-Mail：kankyou1@city.isumi.lg.jp

いすみ市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 手続の流れ



※補助金交付請求書【様式第8号】は、本来確定通知が届いた後に提出していただく書類ですが、いすみ市では支払いの手続きを円滑に進めさせていただくため、実績報告書と同時に提出をお願いしています。

1 補助対象者

次の（１）～（９）に該当する方で、個人（集合住宅用充電設備を設置する者を除く。）においては、市内に住所を有し（実績報告書提出時までに市内に住民票を移す方を含む）、申請者及び同一世帯全員に前年度分までの市税の滞納がない方。

(1) 市内において自ら居住する住宅（併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する住宅）を含む）で使用するために補助対象設備を設置する方。
(2) 補助対象設備設置の設置費を自ら負担し、かつ、自ら設備を所有（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む）で購入し、所有者が販売店又は、ファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む）する方。
(3) 補助対象設備を設置する住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていること。
(4) 集合住宅用充電設備を設置する者は、設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であり、集合住宅用充電設備の設置にあたって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定を受けていること。
(5) 補助対象設備の導入をリースで行う場合は、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行い、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。ただし、リース契約については、次のいずれかの要件を満たすことができる方。 ア リース期間が「 12 財産処分の制限 」に記載されている財産処分制限期間以上の契約となっている方 イ リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。
(6) 補助対象設備（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び集合住宅用充電設備を除く。）を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業に基づく補助を受けていない方。ただし、補助対象設備が家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、過去に補助を受け、取得した日から起算して6年を経過し、これを交換し、又は増設するに当たって、新たに設置する場合は、この限りではない。
(7) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」と記載。）を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の設備に対し、申請者自らが、千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業に基づく補助を受けていない方。
(8) 集合住宅用充電設備の設置については、同一の工事において、この告示に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。
(9) 実績報告を行う日までに住宅の要件（「 3 住宅の要件 」の右欄）を満たすこと。

2 補助対象設備及び設備の要件

補助対象設備の種類	設備の要件
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、次の要件を満たすもの。 (1) 国が令和5年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。 (2) 設置者又は設置者と同一の世帯を構成する者が、県の同種の補助金を重複して受けていないこと。
窓の断熱改修	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修(内窓の設置を含む。)するに当たり、次の要件を満たすもの。 (1) 国が令和5年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。 (2) 1室(壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間(空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り(カーテン、ロールスクリーン等)で仕切られている空間を除く。)をいう。)単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。 補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等とする。 ※リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。 ※換気小窓(障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓)、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。
電気自動車	電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)で

	<p>あって、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初年度登録者を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
<p>プラグインハイブリッド自動車</p>	<p>電池によって駆動する電動機及び内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車であって、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初年度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。
<p>V2H充放電設備</p>	<p>電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備であって、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているV2H充放電設備であること。</p>
<p>集合住宅用充電設備</p>	<p>集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装置一式を備えたものをいう。 (2) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電

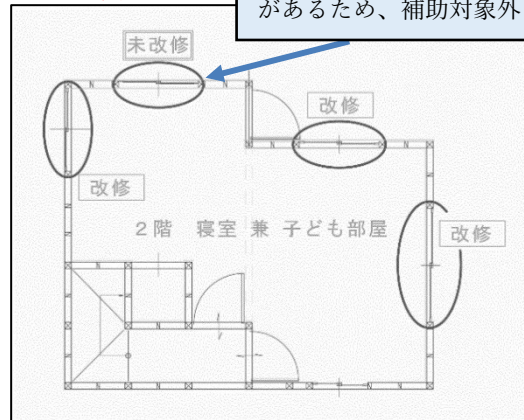
	<p>コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(3) 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。</p> <p>(5) 充電用コンセントスタンド 充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※窓の断熱改修について

「改修」とは、建物自体は壊さずに行う修理であり、改築・新設は補助対象外になります。壁を壊して窓のサイズを変えることは改修となりませんのでご注意ください。

○NG例

1居室の中で、断熱化されていない窓があるため、補助対象外となります。



3 住宅の要件

補助対象設備の種類	住宅の要件
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>次のいずれかに該当する住宅であること。</p> <p>(1) 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する住宅であって、市内に所在するものであること。</p> <p>(2) 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅であること。</p> <p>(3) 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する市内に所在する住宅であって、住宅を販売する事業者等により未使用の設備があらかじめ設置されたものであること。</p> <p>(4) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅であって、市内に所在するものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>次の要件を満たす住宅であること。</p> <p>(1) 市へ実績報告を行う日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連携させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する住宅であること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する住宅であって、市内に所在するものであること。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅であること。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する市内に所在する住宅であって、住宅を販売する事業者等により未使用の設備があらかじめ設置されたものであること。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅であって、市内に所在するものであること。</p>
窓の断熱改修	<p>次の要件を満たす住宅であること。</p> <p>(1) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する住宅であること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する住宅であって、市内に所在するものであること。</p> <p>イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅であって、市内に所在するものであること。</p>

電気自動車等	<p>次の要件を満たす住宅であること。</p> <p>(1) 市へ実績報告を行う日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 市へ実績報告を行う日までに補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する住宅であって、市内に所在するものであること。</p> <p>(3) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合は、市へ実績報告を行う日までにV2H充放電設備が設置されていること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。</p>
V2H充放電設備	<p>次の要件を満たす住宅であること。</p> <p>(1) 市へ実績報告を行う日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する住宅であること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する住宅であって、市内に所在するものであること。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅であること。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する市内に所在する住宅であって、住宅を販売する事業者等により未使用の設備があらかじめ設置されたものであること。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅であって、市内に所在するものであること。</p>
集合住宅用充電設備	<p>次の要件を満たす住宅であること。</p> <p>(1) 既存のマンション等であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として住民が利用できるものであること。</p> <p>(2) 住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、市への実績報告の日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの掲載がされた案内板が確認できること。</p>

4 補助対象経費及び補助金の額

補助対象となる経費及び補助金の額は下記のとおりです。なお、補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額となります。また、設置費用等に国その他の団体からの補助金等を充てる場合は、その額も除いた金額となります。

設備の種類	補助対象経費	補助金額
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）	上限 10 万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	上限 7 万円
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含みません。 ※ガラスが付属するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含みません。	上限 8 万円（補助対象経費×1/4）
電気自動車等	電気自動車等本体の購入費	上限 15 万円（住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合）
		上限 10 万円（住宅用太陽光発電設備を併設する場合）
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費	上限 25 万円（補助対象経費×1/10）
集合住宅用充電設備（急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド）	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセントスタンド本体の購入費	住民のみ充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の補助金額×1/3 （上限 50 万円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数））

		住民以外も充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の補助金額×2/3 (上限 100 万円×設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあっては、その口数))
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※申請者が負担する補助対象経費の額を上限とし、補助金額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

6 交付申請

補助金の交付を受けるには、交付申請書を設置工事の請負契約（補助対象設備の導入をリースで行う場合は、リース契約書）締結後に提出し、工事着手までに交付決定を受ける必要があります。

※電気自動車等及び集合住宅用充電設備を除く補助対象設備の工事着手後の申請は、補助対象外となりますのでご注意ください。

※電気自動車等及び集合住宅用充電設備につきましては、着手後の申請でも差し支えありません。ただし、昨年度工事が完了又は導入済みであるものは、対象外となりますのでご注意ください。

(1) 提出書類

- ・いすみ市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ① 補助対象設備の概要（様式第1号別紙1）
- ② 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等（補助対象設備があらかじめ設置された売買契約書等）又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合は⑩アを添付）
- ③ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等をいう。）の写し
- ④ 補助対象設備の設置予定図面（窓の断熱改修にあっては、平面図及び立面図。電気自動車等を除く。）
- ⑤ 補助対象設備を設置する住宅の位置図
- ⑥ 補助対象設備の設置工事着手前の現状写真（電気自動車等を除く。）※住宅の全景及び補助対象設備の設置予定場所
- ⑦ 補助対象設備が集合住宅用充電設備の場合は、次に掲げる書類
 - ア 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し
 - イ 補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合は、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、資格確認証、住民票等の写し）
 - ウ 補助事業を実施する者が個人である場合は、申請者個人の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、資格確認証、住民票等）の写し
 - エ マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し
- ⑧ 申請しようとする日の属する年度の前年度において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者に市税の滞納のないことを証する書類（申請書内の「同意」に○をしている場合は添付不要です。）
- ⑨ 補助事業を実施する者が法人の場合は、法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し
- ⑩ 補助対象設備の導入をリースで行う場合は、次に掲げる書類
 - ア リース事業者が購入する設備の購入費及び工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し
 - イ 貸与料金の算定根拠明細書（様式第1号別紙2）
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

※⑧について

・市税の内訳は、市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税となります。

※⑩について

・住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類（承諾書等）

（２） 提出方法

窓口を持参又は郵送（請負業者等が代理で提出することも可能です）

（３） 提出期限

補助申請の提出期限は特に定めはありませんが、補助金を受けようとする年度の３月１０日までに実績報告書を提出しなければなりませんので、申請については提出期限内に補助事業が完了すること、添付書類が整えられることを考慮し申請をご検討ください。

（ただし、申請額が予算額に達した場合は、申請の受付を終了します。）

7 補助事業の変更

交付決定後に事業内容を変更しようとする場合は、いすみ市住宅用設備等脱炭素化促進事業変更申請書（様式第３号）の提出が必要です。

変更が生じた際には、速やかに手続きをお願いします。

8 補助事業の中止

契約の解除等で補助事業を中止する場合は、速やかにいすみ市住宅用設備等脱炭素化促進事業交付申請取下げ書（様式第５号）を提出ください。

9 実績報告

補助対象設備の事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。また、実績報告書提出後に工事の完成を確認する完成検査を実施しますので、日程調整をさせていただきます。

(1) 提出書類

- ・ いすみ市住宅用設備等脱炭素化促進事業実績報告書（様式第6号）

【添付書類】

- ① 補助対象設備の概要（様式第6号別紙）
- ② 補助対象設備の設置費用等の支払を証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）
- ③ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（電気自動車等の場合にあっては、保管場所において撮影した写真）
- ④ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（窓の断熱改修にあっては、窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。電気自動車等を除く。）
- ⑤ 補助対象設備を設置する住宅が別表第2号の右欄に掲げる住宅の要件を満たすことを証する書類
- ⑥ 補助対象設備が電気自動車等の場合は、次に掲げる書類
 - ア 自動車検査証記録事項の写し
 - イ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合は、V2H充放電設備を設置していることを証する書類
- ⑦ 補助対象設備が集合住宅用充電設備の場合は、次に掲げる書類
 - ア 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し
 - イ 一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合は、アの実績報告に係る申請の額の確認書類の写し
- ⑧ 世帯全員の住民票の写し（実績報告書を提出する日から3月以内に発行されたものに限る。）
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

※②について

- ・ クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払いを証明する書類（支払証明書）でも構いません。
- ・ 所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類

※③について

- ・ 住宅の全景写真（太陽光パネルの設置が見えるように）
- ・ 補助対象設備の設置が確認できる写真及び型式番号等が確認できる写真（電気自動車等については、保管場所に置いている写真とナンバーが確認できる写真）

※④について

例：(1) メーカー発行の保証書

(2) メーカー発行の出荷証明書（メーカーによっては「納品書」）

(3) メーカー発行の出荷検査成績表（検査日の記載があるもの）

※窓の断熱改修については、メーカーが発行する製品の性質を証明する書類

※⑤について

定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>○住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証する書類 例：(1) 売電明細の写し (2) 接続契約の御案内の写し (3) 保証書の写し (4) 特定契約の御案内の写し (5) 電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの。）の写し</p>
窓の断熱改修	<p>○工事に着工する前日までに、改修する住宅の建築工事が完了していることを証する書類 例：(1) 住宅全景の写真（建築工事が完了（足場等が取れている状態）をしていて、窓の断熱改修の工事が行われていないことが確認できる写真）</p>
電気自動車等	<p>○住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証する書類 例：(1) 売電明細の写し (2) 接続契約の御案内の写し (3) 保証書の写し (4) 特定契約の御案内の写し (5) 電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの。）の写し</p>
	<p>○充電設備が設置されていることを証する書類 例：(1) 充電設備の保証書の写し (2) 充電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真</p>
電気自動車等 (V2H充放電設備併設)	<p>○V2H充放電設備が設置されていることを証する書類 例：(1) 保証書の写し (2) 設置状況及び設置機器が確認できる写真</p>
V2H 充放電設備	<p>○住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証する書類 例：(1) 売電明細の写し (2) 接続契約の御案内の写し (3) 保証書の写し (4) 特定契約の御案内の写し (5) 電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの。）の写し</p>
	<p>○電気自動車等が導入されていることを証する書類 例：(1) 自動車検査証記録事項の写し</p>
集合住宅用充電設備	<p>○マンション等が「既存」であることを証する書類 例：(1) 賃貸契約書（住民の居住開始日が設備設置工事の着工前の日付であること。） (2) 写真 ○住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受ける場合 ・案内板と周囲の景観が確認できる写真 ※案内板の内寸は 400 mm×400 mm以上(国の補助制度で規定されている大きさ)</p>

(2) 提出方法

窓口に持参又は郵送（請負業者が代理で提出することも可能です。）

(3) 提出期限

補助対象設備の設置工事を完了した日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 10 日までのいずれか早い日までに提出していただきます。

10 完成検査

実績報告書の提出後、完成検査を実施します。設備の一部が住居内に設置されていることもありますので、必ず申請者又はご家族の立会いをお願いいたします。所要時間は15分程度です。

11 補助金の請求

工事完成検査に合格となりましたら、いすみ市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知します。交付確定通知後にいすみ市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（様式第8号）に記載されたご指定の口座に交付確定額をお振込みいたします。請求書は、支払いの手続きを円滑に進めさせていただくため、実績報告書と同時に提出をお願いいたします。振り込みまでの所要日数は完成検査後概ね3週間～1ヶ月程度です。

12 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、以下の表の期間は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはいけません。以下の表の制限期間内に処分を行う場合はいすみ市住宅用設備等脱炭素化促進事業財産処分承認申請書（様式第9号）を提出し、承認を受ける必要があります。

設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車等	4年
V2H充放電設備	5年
集合住宅用充電設備	5年

13 事業効果に関する協力

補助金の交付を受けた方を対象に、事業交付等に関する資料の提出を求めることがあります。資料の提供を求められた場合にはご協力をお願いいたします。

申請者の方へお願い

代行により申請手続きを行う場合も、申請者ご自身が補助金の内容や手続きの進捗状況等を把握されるようお願いいたします。

補助対象設備（電気自動車等、集合住宅用充電設備を除く。）の補助金の交付は、一の住宅につき一設備1回限りとなります。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合には、この限りではありません。

電気自動車等については、補助対象設備の種類ごとに申請者一人につき1回限りとなります。

集合住宅用充電設備については、補助対象設備の種類ごとに、同一の工事につき1回に限りとなります。

◎書類作成時の注意事項について

(1) 共通注意事項（写真撮影時）

- ・提出する写真はカラーで印刷したものを提出してください。
- ・設備の設置に係る写真（施行後）について、「足場」「作業員」「作業道具」等が写っている場合、工事が完了していることが確認できないため、写真の不備となります。
- ・夜間または夕暮れ時の撮影では設置状況の確認が難しいため、できる限り日中に撮影してください。
- ・銘板の写真は、「型式」がわかる撮影をお願いします。

(2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）、V2H充放電設備の注意事項

①写真撮影時の注意事項

- ・エネファーム等、1つの設備が複数のユニットで構成されている場合、各ユニットの銘板を撮影してください。
- ・住宅用太陽光発電設備が設置されていることを確認できる写真は、住宅用太陽光発電設備が設置されていることがわかるような住宅の全景と、パワーコンディショナー等の写真を提出してください。

【参考】太陽光発電設備が設置されていることが確認できる写真
（住宅全景の撮影例）



（パワーコンディショナー等の撮影例）

設置後	銘板
	<p>太陽光発電用パワーコンディショナー 銘板の写真【参考】</p> <p>型番 ○○○○ 定格出力 △△kW 最大許容入力電圧 DC**V 製造番号 □□□□□ 製造年月 ○年○月○日 株式会社 ○○○○</p>

【参考】エネファームの撮影例

設置後	銘板 (燃料電池ユニット)	銘板 (貯湯ユニット)																												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">家庭用燃料電池(エネファーム) 燃料電池ユニット側面の 銘板の写真【参考例】</p> <p>品名 O△-x x □□O△-O x</p> <p style="text-align: center;">燃料電池OO△システム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>名特</td><td>燃料電池発電ユニット</td></tr> <tr><td>種類</td><td>固体分子膜、高圧式</td></tr> <tr><td>形式</td><td>●△-x x ●○</td></tr> <tr><td>原料燃料の種類</td><td>都市ガス 13A</td></tr> <tr><td>原料燃料消費量</td><td>1.8kW</td></tr> <tr><td>原料燃料供給圧力</td><td>1.9MPa~2.8MPa</td></tr> <tr><td>定格出力</td><td>0.75kW</td></tr> <tr><td>定格電圧</td><td>AC100V</td></tr> <tr><td>相数</td><td>単相3線式</td></tr> <tr><td>周波数</td><td>50/60Hz</td></tr> <tr><td>設置条件</td><td>野外式 -10~43℃</td></tr> <tr><td>質量</td><td>77kg</td></tr> <tr><td>製造番号</td><td>20○○年○月—△□□△○</td></tr> <tr><td>製造業者</td><td>■■■■株式会社</td></tr> </table> </div>	名特	燃料電池発電ユニット	種類	固体分子膜、高圧式	形式	●△-x x ●○	原料燃料の種類	都市ガス 13A	原料燃料消費量	1.8kW	原料燃料供給圧力	1.9MPa~2.8MPa	定格出力	0.75kW	定格電圧	AC100V	相数	単相3線式	周波数	50/60Hz	設置条件	野外式 -10~43℃	質量	77kg	製造番号	20○○年○月—△□□△○	製造業者	■■■■株式会社	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">家庭用燃料電池(エネファーム) 貯湯ユニット側面の銘板の写真【参考例】</p> <p style="text-align: center;">○○-△△-x x □□□□□□ NA□□□□□□14△△A</p> <hr/> <p style="text-align: center;">○○○○-△△△△△△</p> <p style="text-align: center;">貯湯量 140ℓ</p> <p style="text-align: center;">電源 AC100V 50/60Hz</p> <p style="text-align: center;">15. 10-039○○○</p> <p style="text-align: center;">株式会社 △△△△</p> <hr/> <p style="text-align: center;">■■■■株式会社</p> </div>
名特	燃料電池発電ユニット																													
種類	固体分子膜、高圧式																													
形式	●△-x x ●○																													
原料燃料の種類	都市ガス 13A																													
原料燃料消費量	1.8kW																													
原料燃料供給圧力	1.9MPa~2.8MPa																													
定格出力	0.75kW																													
定格電圧	AC100V																													
相数	単相3線式																													
周波数	50/60Hz																													
設置条件	野外式 -10~43℃																													
質量	77kg																													
製造番号	20○○年○月—△□□△○																													
製造業者	■■■■株式会社																													

【参考】定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）、V2H充放電設備の撮影例

- 蓄電池は、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているパッケージ型番がわかるように撮影してください。
- 蓄電池本体が複数で構成される場合は、全ての蓄電池本体を撮影してください。

設置後	銘板
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">リチウムイオン蓄電池銘板の写真【参考例】</p> <p style="text-align: center;">○○○○○</p> <p>品名 : 蓄電池本体</p> <p>形名 : ○x-△x○○○○</p> <p>蓄電池モジュール : リチウムイオン電池 (○x-■△:○台)</p> <p>公称容量(定格容量) : 4.8kWh(4.4kWh)</p> <p>定格出力 : DC104.2V</p> <p>製造番号 : △△○○○■×○</p> <p style="text-align: center;">○○○○株式会社</p> </div>

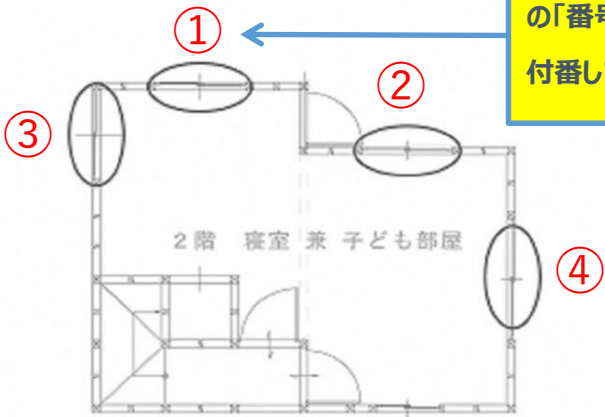
(3) 窓の断熱改修の注意事項

①平面図・立面図の作成方法

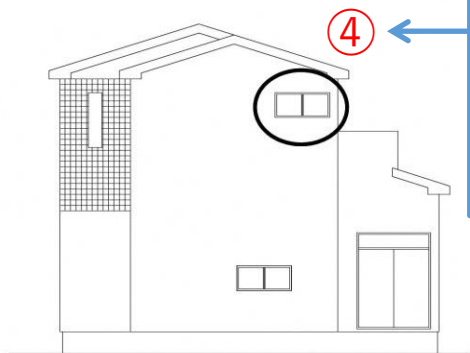
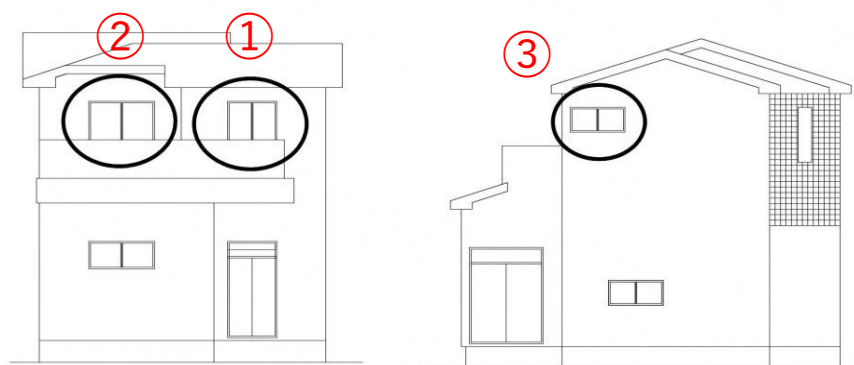
申請者氏名を記載してください。

記入例

平面図・立面図

申請者氏名	
(記入例)	
	
※窓の断熱改修を実施する箇所が分かるように記入してください。 ※窓の断熱改修を実施する部屋の平面図を記入してください。	

別紙「断熱窓の仕様」の「番号」に合うように付番して下さい。

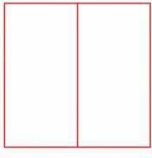
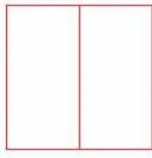

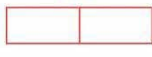


別紙「断熱窓の仕様」の「番号」に合うように付番して下さい。

※1枚に入らない場合は、複数枚に分けて提出してください。

記入例

断熱窓の仕様

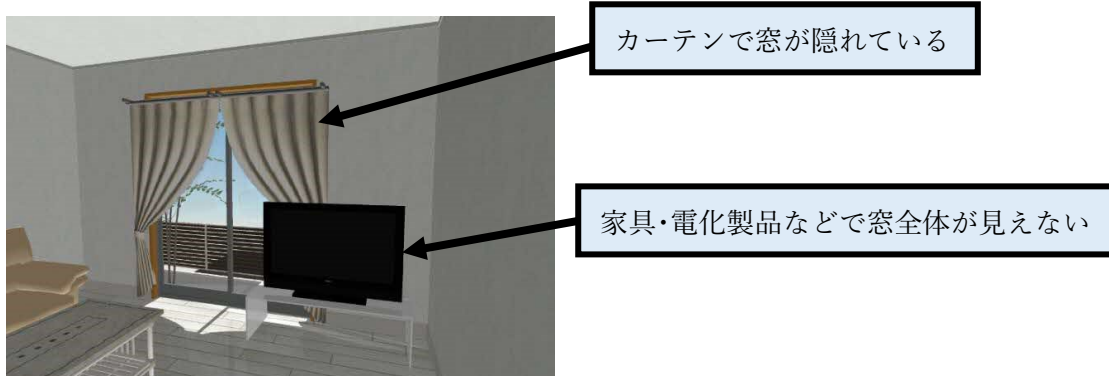
申請者氏名		← 申請者氏名を記載してください。	
番号	図面	仕様	
①	<p>(記入例)</p> <p>180</p>  <p>180</p>	登録日：○年○月○日 メーカー名：△△△株式会社 S I I 登録型番：□□□□□□□□ 製品名：■■■■■■■■■■	← (一社) 環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団の登録内容を記入してください。
②	<p>180</p>  <p>180</p>	登録日：○年○月○日 メーカー名：△△△株式会社 S I I 登録型番：□□□□□□□□ 製品名：■■■■■■■■■■	
③	<p>180</p>  <p>45</p>	登録日：○年○月○日 メーカー名：△△△株式会社 S I I 登録型番：□□□□□□□□ 製品名：■■■■■■■■■■	
④	<p>180</p>  <p>45</p>	登録日：○年○月○日 メーカー名：△△△株式会社 S I I 登録型番：□□□□□□□□ 製品名：■■■■■■■■■■	

提出資料「平面図・立面図」の番号と整合を図ってください。

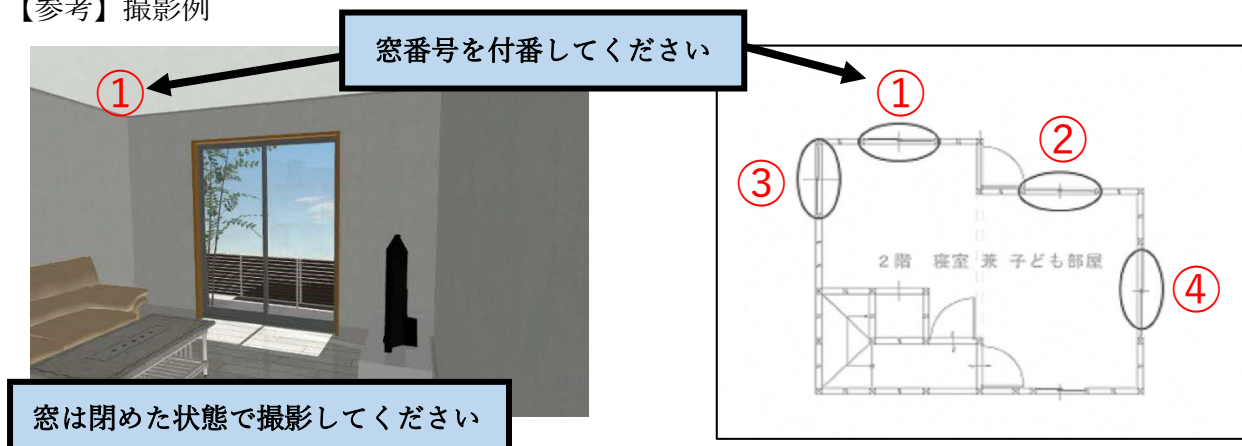
②写真撮影時の注意事項

- ・住宅全景の写真を撮影する際に、足場、作業員、工具等が写っている場合は不備となります。
- ・施工前後の写真を、それぞれ同じ角度から撮影してください。
※足場、作業員、工具等が写っている場合不備となります。
※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、設置が完了していることが分かるような写真も撮影してください。
例：工事作業中の写真、新しいガラスであることを示すシールが貼られた写真
- ・改修したすべての窓について、窓全体が写るように撮影してください。
※窓を撮影する際、障害となりうるもの（カーテン、障子、雨戸、柵、観葉植物等）は除いてから撮影してください。
- ・「平面図・立面図」で付番した番号と一致するように、写真の余白などに付番してください。

【参考】写真不備の事例

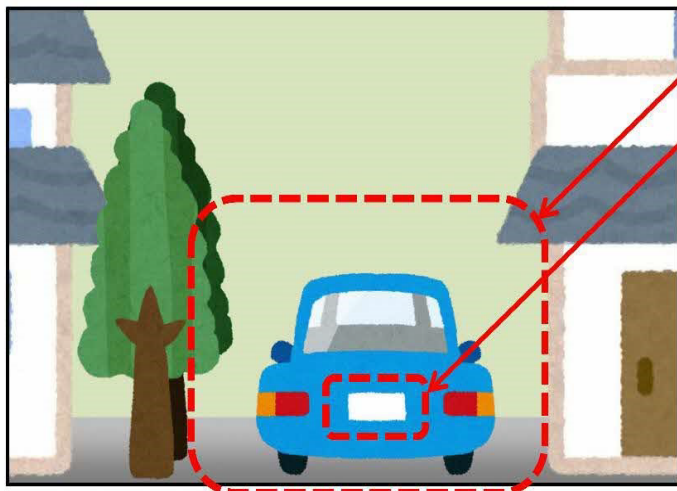


【参考】撮影例



(4) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の写真撮影時の注意事項

■写真撮影要件



- ① 保管場所（車庫・駐車場等）にて撮影してください。
- ② 車の全体を写してください。
- ③ 車のナンバープレートを書してください。
※ ナンバープレートの記載内容が確認できるように写してください。
- ④ ①～③の要件を満たす写真が1枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。

【写真撮影例】